

營團ノ設立及第七十三條第二項ノ命令ニ係ル株式會社ノ解散ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第七十七條 朝鮮登録稅令中左ノ通改正ス

第三條ノ三第一項中「朝鮮農地開發營團」ノ下ニ「又ハ朝鮮食糧營團」ヲ、「朝鮮農地開發債券」ノ下ニ「又ハ朝鮮食糧債券」ヲ加フ

第四條ノ六ヲ削リ第四條ノ七ヲ第四條ノ六トシ第四條ノ八ヲ第四條ノ七トス

第七條第七號中「朝鮮農地開發營團」ノ下ニ「朝鮮食糧營團」ヲ、「朝鮮農地開發營團令」ノ下ニ「朝鮮食糧管理令」ヲ、「朝鮮農地開發債券」ノ下ニ「朝鮮食糧債券」ヲ加ヘ「朝鮮農地開發營團令」ハ朝鮮金融組合聯合會令ヲ「朝鮮農地開發營團令」朝鮮食糧管理令又ハ朝鮮金融組合聯合會令ニ改ム

第七十八條 印紙稅令中左ノ通改正ス

第一條第二項但書中「朝鮮農地開發營團」ノ下ニ「食糧營團債券」アルハ朝鮮食糧債券」ヲ加フ

第七十九條 第二十三條ノ規定施行ノ際現ニ朝鮮食糧營團又ハ類似ノ名稱ヲ使用スル者ハ同條ノ規定施行後六月以内ニ其ノ名稱ヲ變更スルコトヲ要ス

第六十九條ノ規定ハ前項ノ期間内之ヲ同項ノ者ニ適用セズ

熱帯醫學研究所官制中改正の件公布

熱帯醫學研究所官制中改正の件は、昭和十八年八月十一日付官報を以て左の如く公布せられた。

熱帯醫學研究所官制中改正ノ件

(昭和十八年八月十日
勅令第六百六十六號)

熱帯醫學研究所官制中左ノ通改正ス

第三條中「技師 專任一人 奏任」ノ次ニ「助手 專任八人 判任」ヲ加ヘ「技手 專任三十三人」ヲ「技手 專任三十二人」ニ改ム

第六條ノ二 助手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ第二條第一號及第二號ニ掲グル事務ニ従事ス

第九條第二項中「十一人」ヲ「十五人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

日本家族制度の昂揚保全方策に関する大政翼贊會の上申

我が國家族制度の中心として日本精神の淵源をなす「家」の組織と思想とを主題として、之が昂揚保全の諸方策を検討せる大政翼贊會は、その結果を取纏め昭和十八年九月三日關係當局に上申したが、之を再録すれば右の如くである。

家の機能と其の重要性

「家は民族の維持増強、國家の存立發展の上に重大なる機能を營む。即ち「家」は國民の日常生活に於て内心よりの慰安を與へ、國民の明日の活動力を培養す。

「家」は貴賤貧富を問はず國民の慰安の源泉たり。國民生活安定の根據たり。國民活力の補給所たるものにして精神的安定を與へる機能を有す。

「家」は國民に物的生活の保障を成すと共に没我奉仕の觀念を啓培せしむる機能を有し、「家」は協同生活の最も理想的なるものにして奉仕の念を直ちに實踐的に涵養せしむる所なり。

「家」は文字通り苦樂を一にする協同生活なるが故に連帶性極めて強く、積極的には國民道德の向上、消極

的には犯罪の防止に資する所大なるものあり。一家の者は相俱に碎勵して「家」の榮譽となり、家族の喜びを増すが如き行爲を只管心掛け、又互に戒愼して苟も一家の者に悲痛を加ふるが如き不徳を犯さぬやう孜孜汲々としてつとむ。寔に「家」は光輝ある國民道德の基源たり。

「家」は第二の國民の養成所なり。日本人の眞の國民的性格は、傳統の「家」に於て養はる。日本精神の具體としての「家」は、無二の健兵健民の母胎にして他に比肩するものなき皇國民鍊成の道場たり。又「家」は老病者の安息所なり。物的施設に於て、或は家以上の保護機關を設置することは困難には非ざるも、精神的には「家」を措いて他に之より優れて安息休養を與へ得るもの無し。「家」は祖孫一體の團體なり。斯の自覺に於て我國體の尊嚴は最も生命的に明らかにせられ、忠孝一本の我が最高道德觀念は、實踐を通じて最も具體的に養成せらる。祖孫一體なる「家」の觀念に徹すること、正に國體明徴の第一義なり。

「家」の傳統と之の護持發揚

「家」は右の如き重要な機能を營む。而も斯くの如き重大機能を「家」に代りて營み得る機關は到底求め難し。故に萬一にも「家」の生活を破壊するが如き傾向の助長せらるゝことあらむか、國民生活の安定、健全なる道德の維持、祖孫一體の觀念の啓培、次代國民の養成、長老に對する敬愛の念は著しく阻止さるゝに至るべし。

我國に於て「家」を營む機能が、民族の維持、増強、國家の存立發展よりして重要な以上之の機能を十分に發揚せしむるやう適切なる保護を加ふことは、極